

泉大津商工会議所 会費負担基準算定表

A 会 費 (月額)

法人 = 4,500円 (3口から)
 <法人1口あたり 1,500円>

個人 = 2,700円 (3口から)
 <個人1口あたり 900円>

B 持 口 数 の 算 出 方 法

- ① 法人会費は 資本金割+従業員割 3口以上
 ② 個人会費は 従業員割+1口 (平等割) 3口以上
 ③ 支店・出張所等は 原則として、支店等の資本金計算 (下記) によって資本金額を算出し、基準表にあてはめる。

(計 算 式)

$$\frac{A' \times M}{M'} = A \quad (\text{支店等の資本金})$$

- ◆ 支 店 等 の 資 本 金 A
 ◆ 本 店 の 資 本 金 A'
 ◆ 支 店 等 の 従 業 員 数 M
 ◆ 本 店 の 従 業 員 数 M'

(1) 資本金割による基準

資 本 金	口 数
300 万円以下	1
500 万円以下	2
1 千万円以下	3
3 千万円以下	4
5 千万円以下	5
7 千万円以下	6
1 億 円以下	8
1億円以上3千万円毎に 2 口 増 加	

(2) 従業員割による基準

◆ 工業関係 ◆		◆ 一般商業関係 ◆	
従業員数	口 数	従業員数	口 数
5人以下	2	3人以下	2
10人以下	3	5人以下	3
30人以下	4	10人以下	4
50人以下	5	20人以下	5
70人以下	6	30人以下	6
100人以下	7	40人以下	7
300人以下	8	50人以下	8
500人以下	9	60人以下	9
700人以下	10	70人以下	10
1,000人以下	11	80人以下	11
		90人以下	12
		100人以下	13
1,000人以上 100人毎に2口増加		100人以上 20人毎に2口増加	